

公社等外郭団体指導指針**第1 目的**

この指針は、県と公社等外郭団体がより一層密接な連携を図り、もって団体の効率的な運営に資することを目的とする。

第2 他の法令との関係

団体に対する指導については、法令、条例、規則等に特別の定めがあるものを除くほか、この指針に定めるところにより行うものとする。

第3 指導対象団体

- 1 この指針に基づく指導の対象団体は、千葉県公社等運営協議会を構成する団体とする。
- 2 1以外の団体で、県が基本財産、資本金その他これらに準ずるものの25%以上を出捐又は出資している団体については、1に準じた指導を行うものとする。

第4 実施体制**1 所管部長の責務**

千葉県公社等運営協議会を構成する団体（以下「団体」という。）に対する直接的な指導に関する事は、団体を所管する部長（以下「所管部長」という。）が処理する。

2 総務部長の責務

総務部長は、団体に対する指導に関する事務の統一的な処理を図るため、千葉県公社等運営協議会と連携を図りながら、必要な総合調整を行う。

第5 指導に関する基本的考え方**1 業務運営の適正化**

- （1）所管部長は、団体の財政状況、経営状況を常に把握し、その自主性を尊重しつつ設立の趣旨に沿ってその業務が適正かつ効率的に運営されるよう指導を行う。
- （2）所管部長は、団体の業務運営について特に改善の必要があると認めるときは、経営改善計画書の出を求めるとともに、経営改善に向けた団体の取り組みについて指導を強化する。

2 内部管理の適正化

所管部長は、団体の役職員の配置等内部管理について、適正かつ効率的な運営が図れるよう次により指導を行う。

（1）役員**ア 役員数**

役員数については、団体の規模、業務内容等を総合的に勘案したものとする。

イ 報酬

常勤役員の報酬等については、経営の状況、他の団体との均衡等を勘案するとともに、社会的に妥当な水準とすること。

ウ 退職手当

県退職者である常勤役員については、原則として、退職手当は支給しないものとする。

（2）職員**ア 職員数**

職員については、業務量の変化に応じた効率的かつ弾力的な配置に努めるとともに、既存事業の直しや事務処理方法の改善等により、職員数の削減に努めること。

イ 給与

職員の給与等については、県及び他の団体との均衡、経営の状況等を勘案したものとする。

ウ 定年制

職員の定年制については、「職員の定年等に関する条例（昭和５９年千葉県条例第１号）」に準拠することを原則とすること。

第６ 団体の再編・整備

所管部長は、社会経済の進展等に的確に対応できるよう、団体の経常的な見直しを行い、必要と認められる場合は、総務部長と協議のうえ、団体の再編・整備に向けた指導・調整を行う。

第７ 協議事項

所管部長は、団体が次に掲げる事項を行おうとするときは必要に応じて、団体に協議を求める。

１ 事務管理事項

定款又は寄附行為の改廃、重要な財産の取得・処分

２ 組織・人事管理事項

役員及び職員数の増減、役員の任免、組織・職制の設置・改廃、役員の報酬の決定、職員の給与・旅費等の基準の制定・改廃

３ 事業管理事項

中長期経営計画の策定・変更、各事業年度の事業計画の策定・変更

４ 財務管理事項

各事業年度予算の作成・変更

第８ 報告事項

所管部長は、総会、理事会の会議結果、主要な事業の進捗状況、各事業年度の予算書・決算書について、必要に応じて、団体に報告を求める。

第９ 財務諸表等の閲覧体制の整備

所管部長は、団体の業務及び財務等に関する資料を一般の閲覧に応じられるようにする。

附 則

この指針は平成１１年４月１日から施行する。

この指針は平成１２年４月１日から施行する。

[公社等外郭団体指導指針の運用について]

（１）常勤役員数の削減

平成１３年度を目途に、全体として常勤役員数の１割程度の削減を目指す。

（２）役員の退職手当に関する経過措置

平成１１年３月３１日までの期間に係る退職手当については、なお従前の例によるものとする。

（３）団体間の人事交流等の推進

「千葉県公社等運営協議会」と連携を図りながら、団体間の人事交流や共同研修等の取り組みを強化し、人材育成を推進する。

（４）財務諸表等の閲覧体制の整備

団体の業務及び財務等に関する資料（平成１０年度決算に係る書類から）については、文書館に備え置くものとする。